

行田都市計画生産緑地地区の変更~~(案)~~（行田市決定）

- 1 都市計画生産緑地地区中太井第10号生産緑地地区を廃止する。
- 2 都市計画生産緑地地区中佐間第8号生産緑地地区を廃止する。

[位置及び区域は計画図表示のとおり]

理 由

生産緑地法第14条の規定に基づく行為制限の解除により、都市計画生産緑地地区を本案のとおり変更するものである。